第１号様式（表面）(第３条第１項関係)

|  |
| --- |
| 消 防 同 意 資 料 書 |
| 年　　月　　日（あて先）横 須 賀 市 消 防 長 |
| 建築法令 | 延焼規制 | 外　壁：有[ ]  無[ ]  | 防火区画 | 面　積:有[ ]  無[ ]  ・ 異　種:有[ ]  無[ ]  | その他 | 内装制限：有[ ]  無[ ]  |
| 軒　裏：有[ ]  無[ ]  | 高　層:有[ ]  無[ ]  ・ 界　壁:有[ ]  無[ ]  | 非常照明：有[ ]  無[ ]  |
| 開口部：有[ ]  無[ ]  | 竪　穴:有[ ]  無[ ]  ・ 間仕切:有[ ]  無[ ]  | 排煙設備：有[ ]  無[ ]  |
| 消防法令等 | 無窓階判定 | [ ]  １:避難上又は消火活動上有効な開口部の面積の合計が床面積の30分の１を超える階[ ]  ２:床面から前１の開口部の下端までの高さは1.2ｍ以内[ ]  ３:前１の開口部は道又は道に通ずる幅員１ｍ以上の通路その他の空地に面している。[ ]  ４:前１の開口部は格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を有しない、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより侵入できる。[ ]  ５:前１～４が図面等で読み取ることができる。※ 階ごとに算定する必要があります。 |
| 人員 | [ ]  :収容人員が図面等に記載されている。[ ]  :上記収容人員の算出根拠が図面等に記載されている。 |
| 防炎対象物品:有[ ]  無[ ] 　有→図面に記載：[ ]  | ガス: 都市ガス[ ]  ・ LPG[ ]  　 Kg× 　 本 |
| 火災予防条例 | 電気設備　　・変　電:有[ ]  無[ ]  　 　　　　KW　　 　　　・発　電:有[ ]  無[ ]  　 　　　　KW・蓄　電:有[ ]  無[ ]  　　　　　Ahセル　　　　・急速充電:有[ ]  無[ ]  　 　　　　KW |
| 厨房:有[ ]  無[ ]  | 有→次の事項を図面に記載　・ダクト 材質及び被覆:[ ]  　　・フード 材質:[ ] 　　　　　 |
| 給湯:有[ ]  無[ ]  | 有→次の事項を図面に記載　・仕様:[ ]  ・階段＆避難口から５ｍ離隔:[ ]  ・配置:[ ]  |
| その他火を使用する設備等:有[ ]  無[ ]  　　　　 | 有→　・図面に詳細記載又は仕様書添付:[ ] 　・配置記載:[ ]  |
| 危険物:有[ ]  無[ ]  | 有→品名及び貯蔵量等： |
| 指定可燃物:有[ ]  無[ ]  | 有→品名及び貯蔵量等： |

※□にチェックをお願いします。未定の項目はチェック不要です。内容について確認後、担当からご連絡させていただく場合があります。

※給湯欄の５ｍ離隔は、条件によりこれによらないことができます。なお、この場合においてはチェック不要とし、図面上に条件を満たしていることがわかる記載をお願いします。条件の詳細については消防局予防課予防係（TEL 046-821-6477）までお問い合わせください。

※その他ご不明な点についてもお気軽にお問い合わせください。裏面のご確認もお願いします。

第１号様式（裏面）(第３条第１項関係)

消防同意時に多い指摘事項等一覧

〇建築基準法

・内装仕上げについての確認又は明示

〇消防法

・無窓階判定のための情報の追加（表面の情報）

・収容人員算定方法の誤り

・防炎防火対象物に該当する場合、防炎対象物品が防炎性能を有する旨の明示

・各消防用設備等の設置基準に関するもの

〇火災予防条例

・厨房のダクトの材質及び被覆の明示

・厨房設備の天蓋にグリス除去装置（グリスフィルター等）、火炎伝送防止装置（ＦＤ等）が設置されていることがわかる資料の追加又は明示

・天蓋及びダクトの板厚がわかる資料の追加又は明示

・火気設備（給湯器含む）は階段・避難口等から水平距離５ｍ以内に設置できないため設置位置の変更

・火気設備（給湯器含む）の配置及び仕様の明示

・避難口に設ける施錠の明示（非常時に自動で解錠又は屋内から鍵等を用いることなく容易に解錠できる構造である必要があります。例．サムターン、自動火災報知設備連動解錠等）

・電気設備の設置の有無。設置ありの場合は電気設備の仕様書及び火災予防条例に順守していることがわかる資料等の追加または明示

・危険物又は指定可燃物の貯蔵等の有無。貯蔵等する場合は貯蔵量と火災予防条例に順守していることがわかる資料等の追加または明示

〇その他

・ガスについての明示（ＬＰＧの場合は配置及び容量についても明示）